

平成28年4月施行

介護予防・日常生活支援総合事業

説明会資料

目次

1	介護予防・日常生活支援総合事業の概要	P2
2	サービスの類型と高萩市の実施事業	P6
3	第1号訪問事業(訪問型サービス)の内容と基準等	P9
4	第1号通所事業(通所型サービス)の内容と基準等	P14
5	事業者の指定について	P19
6	短期集中サービスの事業概要	P21
7	相談からサービス利用まで	P23
8	カナミックシステム操作画面(ケアマネジャー)	P29
9	対象者と総合事業への移行時期	P33
10	利用者との契約等(事業者)	P37

高萩市高齢福祉課

1

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

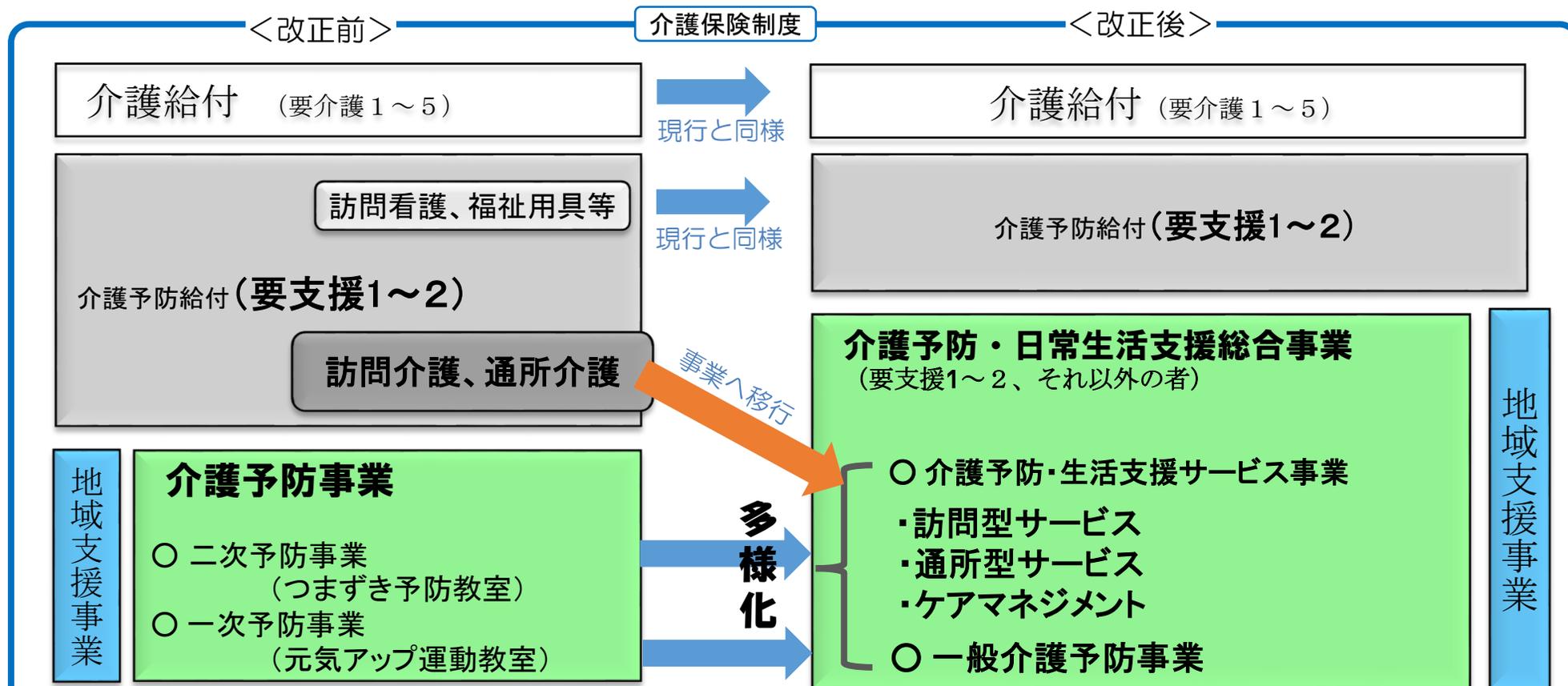
総合事業の概要

- ◆ **介護予防訪問介護・介護予防通所介護が予防給付から総合事業に移行します。**
(サービスの内容、サービス単価はそのままで、名称が変わります。)
- ◆ **基準を緩和した訪問サービス・通所サービスや住民主体の生活支援など多様なサービスを提供することが可能になります。**
- ◆ 介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外のサービス(福祉用具、訪問看護等)は、引き続き予防給付によるサービス提供が継続されます。
- ◆ 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせ利用することができます。
- ◆ 介護予防事業の一次予防事業、二次予防事業が総合事業に移行します。
- ◆ サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要支援認定を省略して、「基本チェックリスト」により「事業対象者」として、迅速なサービス利用が可能になります。(事業対象者と判断された場合)。

※ 第2号被保険者は、基本チェックリストでは事業対象者になりません。要介護(要支援)認定申請を行う必要があります。

介護予防・日常生活支援総合事業について

- ◆ H26年の介護保険法の改正により、H29. 4月までにすべての市町村が実施する。
- ◆ 高萩市では、平成28年4月1日から総合事業を開始します。



多様なニーズに対する多様なサービスの拡がり（多様な単価）により、在宅生活の安心確保を図る。重度化予防の推進、認定に至らない高齢者が増加することで費用の効率化が図れる。

総合事業の利用対象者

- 総合事業の利用対象者は、高萩市の被保険者（他市町村施設にいる住所地特例者を除く）及び市内施設の住所地特例者のうち、次のような方が利用できます。

◆ サービス事業（訪問・通所サービス・ケアマネジメント）の利用対象者

- 要支援認定者

要支援1・2に認定された方

- 事業対象者

要支援者に相当する状態にあり、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

◆ 一般介護予防事業の利用対象者

- 市内のすべての第1号被保険者

2

サービスの類型と
高萩市の実施事業

訪問・通所サービスの類型と名称等

訪問型サービス	サービスの類型	高萩市の名称	実施方法
	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防訪問サービス	事業者指定
	緩和した基準によるサービス	家事応援訪問サービス	事業者指定
	短期集中予防サービス	短期集中訪問サービス	市直接 一部委託

通所型サービス	サービスの類型	高萩市の名称	実施方法
	介護予防通所介護相当サービス	介護予防通所サービス	事業者指定
	緩和した基準によるサービス	元気応援通所サービス	事業者指定
	短期集中予防サービス	短期集中通所サービス (げんきプラス教室)	市直接 一部委託

高萩市における介護予防・日常生活支援総合事業への移行時の事業内容

高萩市介護予防・日常生活支援総合事業

サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

（訪問型サービス） 第1号訪問事業

事業名	内容
介護予防訪問サービス	指定事業者による現行の予防給付による介護予防訪問介護相当のサービス
家事応援訪問サービス	[基準緩和型訪問サービス] 掃除・買い物等の生活援助中心の旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した規準によるサービス※身体介護は現行相当のサービスより提供する。
短期集中訪問サービス	[短期集中型訪問サービス] 利用者の自宅に理学療法士等が訪問し、自宅でのトレーニングメニューや生活環境の相談・指導などを行う。
介護予防通所サービス	指定事業者による現行の予防給付による介護予防通所介護相当のサービス
元気応援通所サービス	[基準緩和型通所サービス] 旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した規準による、3時間程度のミニデイサービス、運動、レクリエーション等の自立支援に資する通所サービス。
短期集中通所サービス	理学療法士等、保健・医療の専門職により、痛みのコントロールや筋力アップを図る3～6ヶ月の短期集中サービス。（現行のつまずき予防教室を拡充して行う事業）
第1号生活支援事業※	栄養改善を目的とした配食、見守りとともに行う配食など。 訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行う。
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント事業。 （一部を居宅介護支援事業所に委託）

（通所型サービス） 第1号通所事業

一般介護予防事業

介護予防把握事業	関係機関等から収集した情報を活用し、何らかの支援を要する者を把握。
介護予防普及啓発事業	高齢者クラブ等の出前講座、健康相談。 元気アップ運動教室。 認知症サポーター養成事業。
地域介護予防活動支援事業	シルバーリハビリ体操指導士養成事業。 介護サポーター事業。
地域リハビリテーション活動支援事業※	理学療法士等による通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議等における、介護予防の取り組みの支援。
一般介護予防事業評価事業※	目標値の達成状況の検証と事業評価。

※平成28年度は実施を予定しない事業

3

第1号訪問事業(訪問型サービス) の内容と基準等

訪問型サービスの事業内容

種別	介護予防訪問サービス (現行の介護予防訪問介護相当)	家事応援訪問サービス (緩和した基準によるサービス)	短期集中訪問サービス (短期集中予防サービス)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護予防訪問介護と同様のサービス ○介護予防訪問介護に相当する、入浴、排せつ、食事の介助等の身体介護、その他家事等の生活全般にわたる支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体介護を伴わない、調理、掃除、買い物代行などの生活援助のみのサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ○リハ専門職による居宅での相談・指導等 ○短期集中通所サービスと一体的に実施
対象者となるケース (原則として)	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○身体介護が必要なケース ○認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴うケース ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが必要なケース 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記以外で家事等の生活援助のみを必要とするケース ○専門的なサービス提供の必要性が低いケース 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活機能低下のリスクがあり、短期集中的にサービスを利用することによって生活機能の改善が見込まれるケース
実施方法	事業者指定	事業者指定	市直接(一部委託)

訪問型サービスの指定事業者の指定基準

種別	介護予防訪問サービス (現行の介護予防訪問介護相当)	家事応援訪問サービス (緩和した基準によるサービス)
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予防給付の介護予防訪問介護と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人員等を緩和した基準
人員	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者※1 常勤・専従1以上 ■ 訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ■ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者※ 専従1以上 ■ 従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ■ 訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■ 必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■ 必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別サービス計画の作成 ■ 運営規程等の説明・同意 ■ 提供拒否の禁止 ■ 訪問介護員等の清潔の保持・健康管理状態の管理 ■ 秘密保持等 ■ 事故発生時の対応 ■ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 <p>(現行の基準と同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ■ 運営規程等の説明・同意 ■ 従事者の清潔の保持・健康管理状態の管理 ■ 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ■ 事故発生時の対応 ■ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等

指定事業者による訪問型サービスの事業費等(1)

種別	介護予防訪問サービス (現行の介護予防訪問介護相当)	家事応援訪問サービス (緩和した基準によるサービス)																						
単価 設定	・予防給付と同様	・市が設定した単価																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>訪問型サービス</th> <th>対象者</th> <th>回数</th> <th>単位(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(Ⅰ)</td> <td rowspan="3">要支援1・2、 事業対象者</td> <td>週1回程度</td> <td>1, 168単位</td> </tr> <tr> <td>(Ⅱ)</td> <td>※(1) 週2回程度</td> <td>2, 335単位</td> </tr> <tr> <td>(Ⅲ)</td> <td>週2回を超える程度</td> <td>3, 704単位</td> </tr> </tbody> </table>	訪問型サービス	対象者	回数	単位(月)	(Ⅰ)	要支援1・2、 事業対象者	週1回程度	1, 168単位	(Ⅱ)	※(1) 週2回程度	2, 335単位	(Ⅲ)	週2回を超える程度	3, 704単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>回数</th> <th>単位(1回当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">要支援1・2 事業対象者</td> <td>週1回まで</td> <td>20分以上45分未満 200単位</td> </tr> <tr> <td>※(1) 週2回まで</td> <td>45分以上概ね60分未満 230単位</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	回数	単位(1回当たり)	要支援1・2 事業対象者	週1回まで	20分以上45分未満 200単位	※(1) 週2回まで	45分以上概ね60分未満 230単位
	訪問型サービス	対象者	回数	単位(月)																				
	(Ⅰ)	要支援1・2、 事業対象者	週1回程度	1, 168単位																				
(Ⅱ)	※(1) 週2回程度		2, 335単位																					
(Ⅲ)	週2回を超える程度		3, 704単位																					
対象者	回数	単位(1回当たり)																						
要支援1・2 事業対象者	週1回まで	20分以上45分未満 200単位																						
	※(1) 週2回まで	45分以上概ね60分未満 230単位																						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※(1) ケアマネジメントにおいて週2回程度の訪問が必要とされた者 ※(2) (事業対象者)退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるようなケースに限る </div>																								
加算 減算	・現行の予防給付と同様	・加算 ◆初回加算 200単位 ・減算 ◆同一の建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 90/100																						
利用者 負担	1割 一定所得がある人は2割	1割 一定所得がある人は2割																						
利用限 度額	指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います。 要支援認定者は、現在の予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。 基本チェックリストにより事業対象者に該当した方は、原則として予防給付の要支援1の利用限度額と同じとします。																							

指定事業者による訪問型サービスの事業費等(2)

種別	介護予防訪問サービス (現行の介護予防訪問介護相当)	家事応援訪問サービス (緩和した基準によるサービス)
サービス費の 請求	国保連へ請求書提出	国保連へ請求書提出
サービスコード (別紙サービスコード表 参照) ※	A1 : (みなし指定に該当する事業所) A2 : (みなし指定に該当しない事業所)	A3
審査・支払	国保連で審査・支払	国保連で審査・支払
ケアマネジメント (ケアプラン作成)	地域包括支援センター (指定居宅介護支援事業所へ委託)	地域包括支援センター (指定居宅介護支援事業所へ委託)

※ A1、A2は、月包括単価(又は日割り)を使用してください。
総合事業へ移行前の利用者には、従来の予防給付のサービスコードを使用してください。

4

第1号通所事業(通所型サービス) の内容と基準等

通所型サービスの事業内容

種別	介護予防通所サービス (現行の介護予防通所介護相当)	元気応援通所サービス (緩和した基準によるサービス)	げんきプラス教室 (短期集中通所サービス)
事業内容	○現行の介護予防通所介護と同様のサービス	○運動、レクリエーション等 ○食事提供は任意 ○身体介護はなし ○3時間以上のミニデイサービス ○リハ専門職による機能訓練 (加算要件) ○送迎込み	○生活機能を改善するため運動器の機能向上や口腔機能向上等のプログラムを実施 ○リハ専門職、看護師等により短期集中的(3~6か月)に実施 ○短期集中訪問サービスと一体的に実施
対象者となる ケース (原則として)	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○集中的に生活機能の向上のサービスを利用することで、改善・維持が見込めるケース。 ○認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴うケース ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが必要なケース ○入浴、食事、排泄に介助が必要なケース	○閉じこもり予防や生活機能を維持するためのレクリエーションや運動が必要なケース ○専門的なサービス提供の必要性が低いケース	○生活機能低下のリスクがあり、短期集中的にサービスを利用することによって生活機能の改善が見込まれるケース
実施方法	事業者指定	事業者指定	市直接(一部委託)

通所型サービスの指定事業者の指定基準

種別	介護予防通所サービス (現行の介護予防通所介護相当)	元気応援通所サービス (緩和した基準によるサービス)
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予防給付の介護予防通所介護と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人員等を緩和した基準
人員	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者※ 常勤・専従1以上 ■ 生活相談員 専従1以上 ■ 看護職員 専従1以上 ■ 介護職員 ~15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ■ 機能訓練指導員 1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者※ 専従1以上 ■ 従事者 ~15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ■ 静養室・相談室・事務室 ■ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■ 必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ■ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■ 必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別サービス計画の作成 ■ 運営規程等の説明・同意 ■ 提供拒否の禁止 ■ 従事者の清潔の保持・健康管理状態の管理 ■ 秘密保持等 ■ 事故発生時の対応 ■ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ■ 運営規程等の説明・同意 ■ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■ 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ■ 事故発生時の対応 ■ 廃止・休止の届出と便宜の提供 等

指定事業者による通所型サービスの事業費等(1)

種別	介護予防通所サービス (現行の介護予防通所介護相当)	元気応援通所サービス (緩和した基準によるサービス)																	
単価設定	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付と同様 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>回数</th> <th>単位(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1 事業対象者</td> <td>週1回程度</td> <td>1,647単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2 (※事業対象者)</td> <td>週2回程度</td> <td>3,377単位</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	回数	単位(月)	要支援1 事業対象者	週1回程度	1,647単位	要支援2 (※事業対象者)	週2回程度	3,377単位	<ul style="list-style-type: none"> ・市が設定した単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>回数</th> <th>単位(1回あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1 事業対象者</td> <td>週1回まで</td> <td rowspan="2">290単位</td> </tr> <tr> <td>要支援2 (※事業対象者)</td> <td>週2回まで</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	回数	単位(1回あたり)	要支援1 事業対象者	週1回まで	290単位	要支援2 (※事業対象者)	週2回まで
	対象者	回数	単位(月)																
要支援1 事業対象者	週1回程度	1,647単位																	
要支援2 (※事業対象者)	週2回程度	3,377単位																	
対象者	回数	単位(1回あたり)																	
要支援1 事業対象者	週1回まで	290単位																	
要支援2 (※事業対象者)	週2回まで																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※事業対象者 退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるようなケースに限る </div>																			
加算減算	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の予防給付と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・加算 ◆リハビリテーション専門職配置加算 56単位 ・減算 ◆事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 70単位減算 ◆利用定員を超える場合 70/100 																	
利用者負担	1割 一定所得がある人は2割	1割 一定所得がある人は2割																	
利用限度額	指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います。 要支援認定者は、現在の予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。 基本チェックリストにより事業対象者に該当した方は、原則として予防給付の要支援1の利用限度額と同じとします。																		

指定事業者による通所型サービスの事業費等(2)

種別	介護予防通所サービス (現行の介護予防通所介護相当)	元気応援通所サービス (緩和した基準によるサービス)
サービス費の 請求	国保連へ請求書提出	国保連へ請求書提出
サービスコード (別紙サービスコード表 参照) ※	A5 : (みなし指定に該当する事業所) A6 : (みなし指定に該当しない事業所)	A7
審査・支払	国保連で審査・支払	国保連で審査・支払
ケアマネジメント (ケアプラン作成)	地域包括支援センター (指定居宅介護支援事業所へ委託)	地域包括支援センター (指定居宅介護支援事業所へ委託)

※ A5、A6は、月包括単価(又は日割り)を使用してください。
総合事業へ移行前の利用者には、従来の予防給付のサービスコードを使用してください。

5

事業者の指定について

訪問・通所サービスの事業者の指定について

◆ 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者

総合事業の現行相当サービスの指定を受けたものとみなされます。**(みなし期間中は指定申請は不要)**
みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までとなっています。

◆ 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

総合事業の現行相当の訪問・通所サービスを実施する場合は、**市の指定が必要**です。
指定申請は、随時受け付けます。

◆ 家事応援訪問サービス・元気応援通所サービス

(基準を緩和した訪問・通所サービス)

積極的な参入をお願いいたします。

事業を実施する場合には、**市の指定が必要**です。
指定申請は、随時受け付けます。



・総合事業の事業者指定は、市町村が行いますので、他市町村の被保険者(住所地特例者を除く)にサービスを提供する場合は、その市町村の事業者指定が必要となります。

(みなし指定は全市町村に効力が及びますので、該当事業者はみなし期間中は手続き不要です。)

・総合事業に移行していない市町村の被保険者に対しては、予防給付からのサービス提供となります。

6

短期集中サービスの事業概要

短期集中サービスのイメージ

＜短期集中サービスの対象となる方＞

- ・要支援認定を受けている方または事業対象者
- ・介護予防ケアマネジメントにより、短期集中的にサービスを受けることで、生活機能の改善が期待できる方



自分と同じ位の状態の
仲間と一緒に
体力アップしたいAさん



退院したばかりで、
体力に不安のある
Bさん



ケアマネ

- ・ケアプランに位置づけ
- ・地域包括支援センターに連絡

私たちが
支援させて
いただきます！



リハ専門職
(PT・OT・ST)

サービスの
イメージです



包括
担当保健師

短期集中通所型サービス
「元気プラス教室」

日時：毎週火曜日10:00～11:30

※5月からサービス提供開始予定

場所：総合福祉センター
1階多目的ホール

定員：15名

スタッフ：理学療法士、作業療法士、
言語聴覚士、看護師等

送迎：あり(自力通所も可)

訪問1回目

【訪問型】

- ・リハ専門職が訪問
- ・本人の生活状況に合わせた相談・指導

サービス
利用
開始



事前評価

【通所型】元気プラス教室

- ・運動機能向上、口腔機能向上等のプログラム
- ・体調確認、個別相談、集団での体操、レク等



訪問2回目

3
か月
後

中間評価

終了または継続

訪問3回目

6
か月
後

事後評価

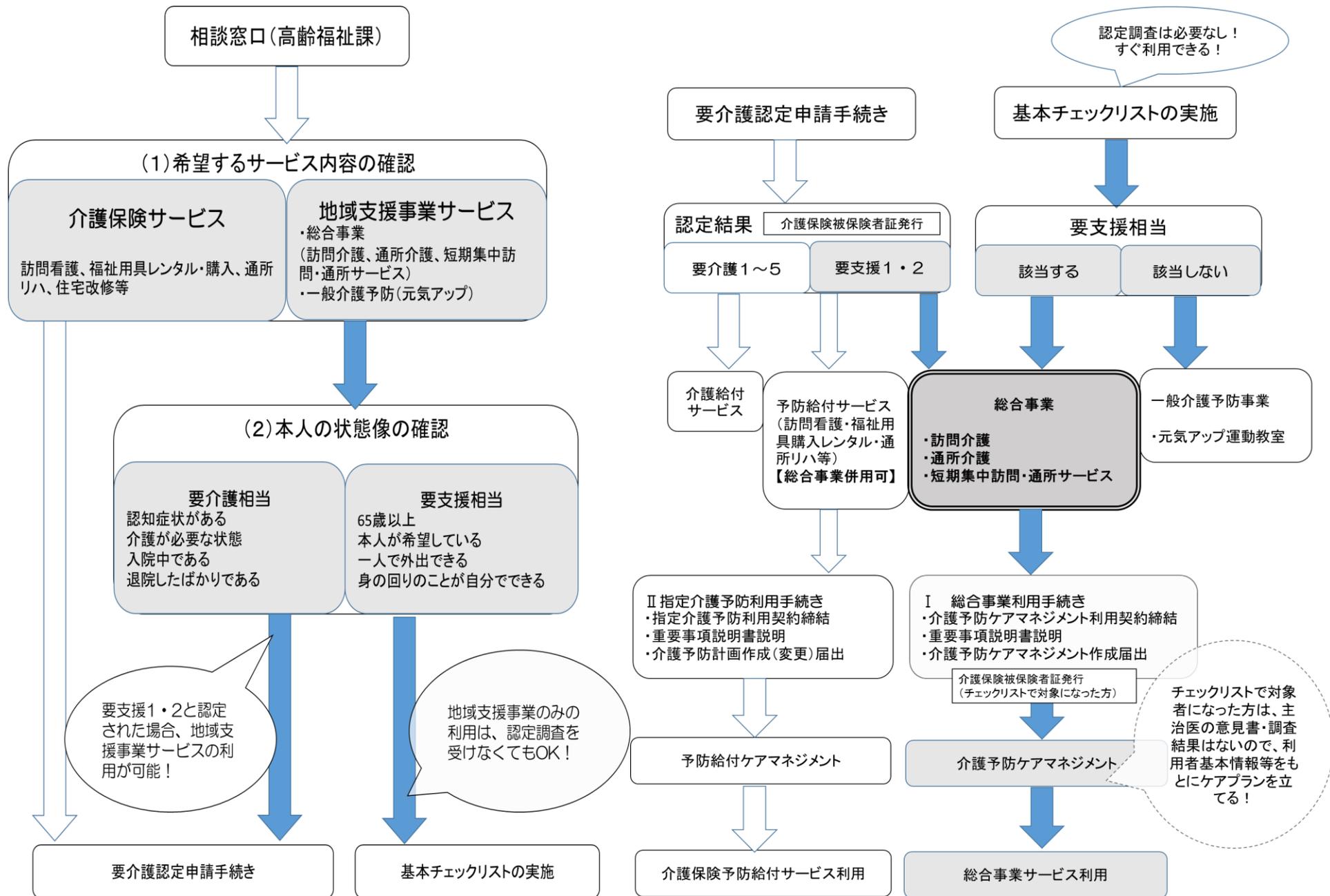


サービス終了

※原則、訪問型と通所型をセットで利用

7

相談からサービス利用まで



対象者別の利用可能サービスについて

サービス内容等		要介護 認定者	要支援 認定者	事業 対象者	非該当
訪問介護 通所介護	介護給付	○	×	×	×
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 ※総合事業対象者に切り替わるまで	予防給付	×	○	×	×
上記以外の予防給付(福祉用具 のレンタル・購入・訪問看護・通 所リハ等)	予防給付	×	○	×	×
生活介護 生活支援サービス	介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	×	○	○	×
	家事応援訪問サービス 元気応援通所サービス	×	○	○	×
	短期集中訪問サービス 短期集中通所サービス	×	○	○	×
一般介護予防事業		○	○	○	○

利用者への周知について

◆ 新規申請者は窓口において、総合事業の内容を説明する

① 更新申請の通知にチラシを同封

【6月更新者から(3月末に通知発送)順次】

案内チラシ参照(次ページ)

② 認定結果後又は基本チェックリスト終了後、サービスを利用する際に、地域包括支援センター職員が居宅に訪問し、重要事項説明書・介護予防ケアマネジメント利用契約書等の手続きを行うとともに利用者に説明を行う

表面

平成28年4月から**介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）**が始まります。

- 今まで要支援1, 2の方が利用されていた介護保険の介護予防給付のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が総合事業に移行し、市の事業としてサービスを提供してまいります。
- 現在の認定期間が6月1日以降に更新を迎える方から順次新しい制度に変わります。
- 訪問介護と通所介護以外のサービス（福祉用具貸与や通所リハ、訪問看護など）はこれまでどおり介護保険の予防給付からサービスが提供されます。

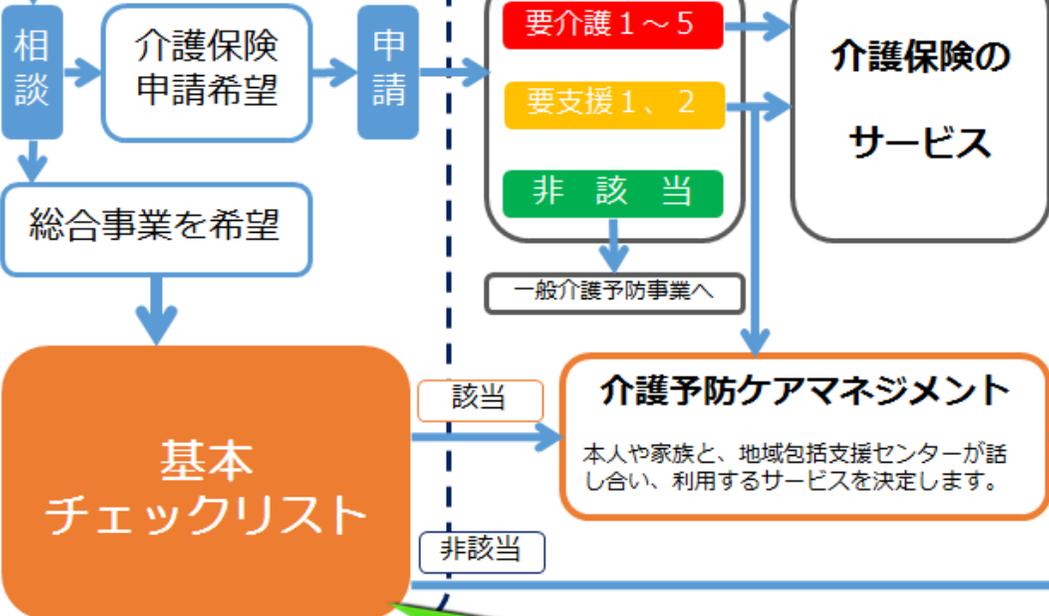
総合事業に移行しても、**これまで同様のサービス**が利用できます。

利用までの流れ



65歳以上の方

高齢福祉課



総合事業のサービス

介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防訪問サービス（今までと同じホームヘルプサービスが使えます。）
- 家事応援訪問サービス（掃除、買い物など生活援助のみ）
- 介護予防通所サービス（今までと同じデイサービスが使えます。）
- 元気応援通所サービス（半日程度のミニデイサービス）
- 短期集中サービス（げんきプラス教室）

一般介護予防事業

- 出前講座・健康相談
- 元気アップ運動教室
- シルバーリハビリ体操指導士養成講座
- 介護サポーター活動



「基本チェックリスト」は全25項目について「はい」「いいえ」で答えていただく質問票です。チェックリストに該当すれば、認定を受けなくても、すぐに総合事業のサービスを利用することができます。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）についてQ&A

Q1. 総合事業はどういう人が使えますか？

以下に該当した方がご利用できます。

①平成28年4月1日以降に、新規で要支援1、2に認定された方、または基本チェックリストで事業該当者となった方

②現在介護認定を受けている方で、更新認定により平成28年6月1日から要支援1、2に認定された方、又は基本チェックリストで事業該当者となった方

③一般介護予防事業は、65歳以上の方で高萩市の被保険者であれば、どなたでも利用できます。

Q2. 基本チェックリストを受けないと、元気アップ運動教室などの一般介護予防事業は利用できないのですか？

いいえ、65歳以上の方で高萩市の被保険者であれば、どなたでも利用できます。ご利用方法については、高齢福祉課までお問い合わせください。

Q3. 要介護1～5の認定を受けると総合事業は利用できないのですか？

介護予防・生活支援サービス事業は利用できません。介護サービスをご利用ください。ただし、一般介護予防事業は要介護認定を受けても、ご自身の状態に合わせてご利用できます。

Q4. 総合事業が始まると、現在要支援1、2の人が利用しているサービスは使えなくなるのですか？

今までと同じ内容のサービスを引き続きご利用いただくことができます。

Q5. 基本チェックリストを受けるだけで、要支援認定者と同じサービスが使えるんですか？

基本チェックリストで該当となった方は、総合事業のみが利用できます。（訪問介護や通所介護）
ただし、介護保険の次のサービスを利用したい方は、これまでと同じように介護認定を受ける必要があります。

- ・通所リハ ・訪問リハ ・訪問看護 ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導 ・ショートステイ ・住宅改修
- ・福祉用具のレンタル、購入 など。

Q6. 現在60歳だが、総合事業のサービスは使えませんか？

65歳未満の方は、第2号被保険者として特定疾病の確認が必要です。基本チェックリストのみでは利用できません。介護認定を受けて、要支援1、2に該当すれば利用することができます。

【お問い合わせ】

高萩市役所 高齢福祉課

電話：0293-22-0080（直通）

8

カナミックシステム操作画面 (ケアマネジャー)

サービス提供票

2016年4月分

地域包括支援センター 高萩市地域包括支援センター

サービス利用者メニュー

ログアウト

保険者番号	082149	保険者名	高萩市	要介護認定区分	要支援2
認定区分申請日				前月までの短期入所 利用日数	0 / 日 実績: 0 / 日
区分限度額				認定有効期間	
管理期間				作成年月日	平成 ▾ 年 月
予定利用単位数					

加算情報

給付費請求 初回加算	介護 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 初回加算 介護予防 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 初回加算 総合事業 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 初回加算	小規模多機能型居宅 介護事業所連携加算	介護 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 連携 介護予防 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 予防 総合事業 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 介護
看護小規模多機能連 携加算	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 連携加算	退院・退所加算	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 1回 <input type="radio"/> 2回 <input type="radio"/> 3回
緊急時等居宅カンファ レンス加算	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 1回 <input type="radio"/> 2回	入院時情報連携加算(I)	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 情報連携加算 I
運営基準減算	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 運営基準減算1(50%) <input type="radio"/> 運営基準減算2(0%)		



次へ



戻る

(前の画面にもどりたい時はこちらから)

総合事業サービス

訪問型 サービス	<input type="radio"/> A1 みなし
	<input type="radio"/> A2 独自
	<input type="radio"/> A3 独自/定率
	<input type="radio"/> A4 独自/定額
通所型 サービス	<input type="radio"/> A5 みなし
	<input type="radio"/> A6 独自
	<input type="radio"/> A7 独自/定率
	<input type="radio"/> A8 独自/定額
その他の 生活支援 サービス	<input type="radio"/> A9 配食/定率
	<input type="radio"/> AA 配食/定額
	<input type="radio"/> AB 見守り/定率
	<input type="radio"/> AC 見守り/定額
	<input type="radio"/> AD その他/定率
<input type="radio"/> AE その他/定額	

次へ



戻る

(前の画面にもどりたい時はこちらから)

次へ



戻る

(前の画面にもどりたい時はこちらから)

総合事業サービス

訪問型サービス	<input type="radio"/> A1 みなし ←介護予防訪問サービス(みなし指定に該当する事業所)
	<input type="radio"/> A2 独自 ←介護予防訪問サービス(みなし指定に該当していない事業所)
	<input type="radio"/> A3 独自/定率 ←家事応援訪問サービス
	<input type="radio"/> A4 独自/定額 使用しません。
通所型サービス	<input type="radio"/> A5 みなし ←介護予防通所サービス(みなし指定に該当する事業所)
	<input type="radio"/> A6 独自 ←介護予防通所サービス(みなし指定に該当していない事業所)
	<input type="radio"/> A7 独自/定率 ←元気応援通所サービス
	<input type="radio"/> A8 独自/定額 使用しません。
その他の生活支援サービス	<input type="radio"/> A9 配食/定率
	<input type="radio"/> AA 配食/定額
	<input type="radio"/> AB 見守り/定率
	<input type="radio"/> AC 見守り/定額
	<input type="radio"/> AD その他/定率
	<input type="radio"/> AE その他/定額

現在、サービスの用意はありません。

次へ



戻る

(前の画面にもどりたい時はこちらから)

9

対象者と総合事業への移行時期

総合事業への移行時期について

すべての利用者が4月から一斉に総合事業に移行するわけではありません。

◆ **平成28年6月以降に更新時期を迎える利用者から、順次移行していきます。**

※ 6月以前の要支援認定者は、その更新時までは、従来の予防給付として（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）サービスが提供されます。

区分変更・更新認定により、6月1日以降の有効期間開始日で要支援と認定された方から、総合事業に切り替わります。

現在、要支援の認定有効期間は最長で1年ですので、平成29年5月末までは、予防給付の介護予防訪問介護・介護予防通所介護は存続することになります。

◆ 平成28年4月以降に**新規で介護申請を行い要支援認定を受けた方**
⇒ **認定有効期間の開始日から総合事業の利用となります。**

◆ 平成28年4月以降に**基本チェックリストにより事業対象者と判断された方**
⇒ **事業対象者とされた日から総合事業の利用となります。**

※ 基本チェックリスト該当者が利用できるのは、総合事業のみです。
福祉用具や訪問看護など予防給付を併せて利用する場合は、認定が必要です。

利用者の総合事業への移行時期スケジュール（認定の有効期間開始日から移行）

認定有効期限	H28 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29 1月	2月	3月	4月	5月
新規認定	総合事業 → 新規認定(又はチェックリスト該当)は認定日から総合事業													
H28.5.31	更新申請	総合事業へ移行												
6.30		更新申請	総合事業へ移行											
7.30			更新申請	総合事業へ移行										
8.31				更新申請	総合事業へ移行									
9.30					更新申請	総合事業へ移行								
10.31						更新申請	総合事業へ移行							
11.30							更新申請	総合事業へ移行						
12.31								更新申請	総合事業へ移行					
H29.1.31									更新申請	総合事業へ移行				
2.28										更新申請	総合事業へ移行			
3.31											更新申請	総合事業へ移行		
4.30												更新申請	総合事業へ移行	

更新認定までは
 現行の予防給付で
 サービスを提供

10

利用者との契約等(事業者)

契約書・重要事項説明書・運営規程等の留意点について①

総合事業によるサービスの提供には、利用者との契約及び重要事項説明書の交付・説明・同意が必要です。

現在の契約書・重要事項説明書・運営規程に記載されている「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」等の文言は、総合事業では適用されません。総合事業によるサービスとなるため、変更の必要があると考えます。

以下に参考として一例をお示しますが、このほかにも表現方法はあると思います。変更にあたっては、介護保険法や厚労省のガイドラインを参照のうえ、事業所の責任において作成してください。

◆ 事業名称等については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

①サービスの種類

- 介護予防訪問介護 ⇒ 介護予防訪問サービス(介護予防訪問介護相当)
第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)など
- 介護予防通所介護 ⇒ 介護予防通所サービス(介護予防通所介護相当)
第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)など
- 介護予防サービス計画 ⇒ 予防給付のみ又は予防給付と総合事業を併用する場合
⇒ 介護予防サービス計画
総合事業のみの利用 ⇒ 介護予防ケアマネジメント(計画)

②利用料等の名称

利用料や利用回数等で、国の「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」で使用されている「介護予防訪問介護費(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)」などの用語を表記している場合は、総合事業に沿った用語「訪問型サービス(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)など」に変更することが適当です。

③事業対象者

契約書等に「要支援1・2」といった表記がある場合は、「事業対象者」を加えることが適当です。

契約書・重要事項説明書・運営規定等の留意点について②

◆ 定款の変更

総合事業の訪問サービス・通所サービスの定めがない場合は、定款の変更(事業の追加)が生じると考えます。

(例) 介護保険法に規定する第1号訪問事業

介護保険法に規定する第1号通所事業 など

(第1号訪問事業又は第1号通所事業には、基準緩和型のサービスも含まれます。)

◆ 契約書等の併用について

現在の予防給付の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、制度上、平成30年3月末まで存続します。したがって、その間は、予防給付と総合事業のサービスが併存することになりますが、契約書等は、提供するサービスの内容を含め、その他の契約の内容に誤解が生じなければ、予防給付のサービスと総合事業のサービスを併用した契約書等でも差支えないと考えます。